



令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き



市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりました。償却資産の所有者には、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなっています。（**地方税法第383条**）

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成いただき期限内にご提出ください。

※償却資産申告書の押印は不要となりました。本人確認書類の添付のご協力をお願いします。

提出期限（法定申告期限）は、**令和7年1月31日（金）**です。

期限間際は混み合いますので、できるだけ1月20日（月）までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

《 目 次 》

	(頁)		(頁)
I 償却資産の申告について		3 建物附属設備の家屋と償却資産の区分	7
1 申告していただく方	1	(1) 家屋と設備等の所有関係が同じ場合	7
2 提出する書類	1	(2) 家屋と設備等の所有関係が異なる場合	7
マイナンバーの記載に係る本人確認	1	(3) 家屋と償却資産の区分表	8
電算処理方式で申告される方	2	4 課税標準の特例が適用される資産	9
エルタックスで申告される方	2	中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例措置	10
3 提出先・問合せ先	2	5 固定資産税と国税との取扱いの比較	11
4 申告されない方、虚偽の申告をされた方	3	III 申告書等の記入について	
5 実地調査へのご協力をお願い	3	1 申告書、明細書の書き方	12
6 国税資料等の閲覧について	3	2 償却資産明細書について	12
7 過年度への遡及について	3	(1) 償却資産申告書の記入例	13
II 償却資産のあらまし		(2) 償却資産明細書の記入例	14
1 償却資産とは	4	IV 償却資産の評価額の計算から納税まで	
2 償却資産の種類と具体例	4	1 評価額の算出方法	15
(1) 主な償却資産	4	2 税額の算出方法	16
(2) 業種別の主な償却資産	5	3 免税点	16
(3) 申告の対象となる償却資産	6	4 課税台帳の閲覧	16
(4) 申告の対象とならない償却資産	6	5 納期	16
(5) リース資産について	7		

I 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人の方が事業を営むために所有している**構築物・機械・器具・備品**などの資産に対しても償却資産として課税されます。

高砂市内において、これらの資産を所有している工場や商店などの法人事業者、不動産経営や商業等青色申告や白色申告をされる個人事業者、公益法人、農業・漁業組合等全ての事業者は毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。**(地方税法第383条)**

※償却資産を共有されている方は、各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者 外〇名」という共有名義で申告してください。

2. 提出する書類

	全 資 産 申 告	増 減 資 産 申 告
対象となる方	・ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に事業を開始された方 ・ 今年初めて申告される方 ・ 高砂市より全資産申告をお願いした方	前年度以前に申告された左記以外の方 (償却資産明細書を同封しています)
申告方法	令和7年1月1日に所有されている全ての償却資産を申告してください	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加及び減少した資産を(市内、市外へ移動した資産、「償却資産明細書」に記載されていない未申告の資産がある場合はそれらの資産も)申告してください
提出書類	償却資産申告書 種類別明細書(全資産用)	償却資産申告書 償却資産明細書
添付書類	法人税申告書または所得税の確定申告書の写しで、減価償却資産計算明細書等の資産明細がわかるもの(地方税法ではこの書類の提出についての規定はありませんが、ご協力をお願いします。)	

●個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認について

平成28年度申告より個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載が必要となっております。個人番号を記入した申告書を提出いただく場合には、番号法の定める本人確認のため、次の①②③の書類を確認させていただきます。(郵送の場合は写しを同封してください。)

※法人の申告書を提出いただく場合は、下記の書類は必要ありません。

本人が申告書を提出する場合(各いずれか一つ)

- ① 番号確認資料⇒(マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票等)
- ② 身元確認資料⇒(マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付身分証明書)

代理人が申告書を提出する場合(各いずれか一つ)

- ① 番号確認資料⇒(本人のマイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票等)
- ② 代理人の身元確認資料⇒(代理人のマイナンバーカード、税理士証票、運転免許証等の顔写真付身分証明書)
- ③ 代理権確認資料⇒(委任状、税務代理権限証等)それぞれ原本

●電算処理方式で申告される方

事業所独自の申告書を使用される方は、地方税法施行規則で定められた様式により、全資産用と、種類別明細書（増加資産用）（減少資産用）についても作成し、提出してください。

●eLTAXで申告される方

高砂市では「eLTAX」（エルタックス）による償却資産の電子申告の受付を行っています。

eLTAXのご利用にあたっての詳しい内容や手続きは地方税ポータルシステムのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧下さい。

※手続きの方法及び操作方法については下記へお問い合わせください。

eLTAXヘルプデスク

電話番号 0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019）

（受付時間 9：00～17：00（土・日・休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く。））

3. 提出先・問合せ先

〒676-8501

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所 財務部 税務室 課税課 資産税係 償却資産担当

電話 （代表）（079）442-2101 （内線）5222

（直通）（079）443-9016

※申告書を郵送にて提出される方で、受付の「控」が必要な方は、記入後の提出用のコピーと、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

混雑緩和のため、eLTAX 又は郵送による申告にご協力ください。

「償却資産（固定資産税）の申告の省略について」はがきが届いたときは

今後、申告内容から登録資産の課税標準額の合計が免税点未満⇒16頁参照になると思われる場合は、「はがき」を送付するとともに申告書類一式の送付を省略させていただきます。

はがきを受け取られた方が、期限までに申告書の提出をされない場合は、「資産の増減なし」の申告があったものとして取り扱います。

ただし、下記のような場合は申告が必要ですので、課税課資産税係までご連絡ください。

- ① 市内で所有する償却資産に増加・減少があった場合
- ② 転出・廃業等により市内に申告すべき資産がなくなった場合
- ③ 住所・氏名等の変更があった場合

4. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

(地方税法第 386 条、地方税法第 368 条、地方税法第 385 条)

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により、過料を科せられることになるほか、地方税法 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限までに必ず申告してください。

また虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることとなります。

5. 実地調査へのご協力をお願い

(地方税法第 353 条及び第 408 条)

申告書受付後、申告内容を確認するために、高砂市では地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて、次のような調査等を行っています。

その際、国税申告書(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(写)又は減価償却費の計算書(写))等の提出を求める場合があります。

① 本社(事業所)における帳簿等調査・資産の所在地における実地調査

② 担当税理士・公認会計士事務所における帳簿等調査

③ 郵送による帳簿等(写)の提出依頼

※ 正当な理由がなく、上記の調査に協力されない場合は、地方税法第 354 条の規定により罰金等を科せられることとなります。

6. 国税資料等の閲覧について

(地方税法第 354 条の 2)

高砂市では、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、高砂市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

7. 過年度への遡及について

(地方税法第 17 条の 5 第 5 項)

実地調査等に伴って申告漏れ等の修正申告をお願いする場合がありますが、この場合の課税は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

(地方税法第 341 条第 4 号)

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産（損金又は必要経費に算入されるもの）をいいます。

ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象となりません。法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含まれます。

2. 償却資産の種類と具体例

(1) 主な償却資産

下の表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の内容
第 1 種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、緑化施設等
		建物附属設備 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装、内部造作等⇒7、8 頁参照
第 2 種	機械及び装置	各種製造業の製造機械、工作機械、建設機械（クレーン等）、運搬設備（ベルトコンベアー等）、駐車場機械装置等
第 3 種	船舶	遊覧船、ボート、漁船、はしけ等
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車[ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」] 及び農耕作業用の自動車で最高時速が 35 km 以上のもの並びに台車等 ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます
第 6 種	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、電話機、看板（ネオンサイン等）、金庫、レジスター、ルームエアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、応接セット、事務机、椅子、カーテン、じゅうたん、理容・美容機器、自動販売機等

※業種別の償却資産については次ページをご覧ください。

(2) 業種別の主な償却資産

※下記〔 〕内の耐用年数は標準的なものであり、構造または用途により異なる場合があります。

業 種	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	舗装路面（コンクリート敷・石敷〔15〕、アスファルト敷〔10〕）、門・塀（コンクリート・コンクリートブロック造のもの）〔15〕、日よけ設備（主として金属製のもの）〔15〕、自転車置き場等（合成樹脂造のもの）〔10〕、受変電設備〔15〕、植栽（工場緑化施設除く）〔20〕、看板・広告塔（金属造のもの）〔20〕 等
	太陽光発電設備〔17〕 等
	自転車〔2〕 フォークリフト（自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）〔4〕 等
	可動間仕切〔3〕、看板（店頭の立て看板など）〔3〕、冷蔵庫〔6〕、事務机・椅子〔15〕、応接セット（接客業用のもの）〔5〕、キャビネット（主として金属製のもの〔15〕、その他のもの〔8〕）、レジスター〔5〕、金庫（手提げ金庫〔5〕、その他のもの〔20〕）、パソコン〔4〕、コピー機〔5〕、テレビ〔5〕、エアコン〔6〕、タイムレコーダー〔5〕 等

小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍・冷蔵機付のもの〔6〕、その他のもの〔8〕）、自動販売機〔5〕 等
喫 茶 ・ 飲 食 業	家具（接客業用）〔5〕、厨房用品〔5〕、放送設備〔6〕、室内装飾品（主として金属製のもの〔15〕、その他のもの〔8〕） 等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子〔5〕、洗髪設備〔5〕、パーマ器〔5〕 等
医 業 ・ 薬 局 業	調剤機器〔6〕、ファイバースコープ〔6〕、消毒殺菌用機器〔4〕、手術機器〔5〕、歯科用ユニット〔7〕 等
工 場 ・ 作 業 所	食料品製造業用設備〔10〕、自動車整備用業設備〔15〕、繊維工業用設備（炭素繊維製造設備〔3〕、その他の設備〔7〕）、倉庫業用設備〔12〕 等
	測定工具及び検査工具〔5〕 等
建 設 業	ブルドーザー等（特殊自動車に該当しない建設車両）〔8〕、その他の自走式作業用機械設備〔8〕 等
	測定工具〔5〕 等
農 業	ビニールハウス（基礎がなく、耐久性がないもの）〔8〕 等
	脱穀機・耕運機等農耕作業用自動車（自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）〔7〕 等
漁 業	漁船（総トン数が500t以上のもの〔12〕、500t未満のもの〔9〕） 等
	GPS〔5〕、魚群探知機〔5〕、無線機〔5〕 等

駐車場業を含む不動産賃貸業	多段式駐車場設備・駐車棚〔15〕、ごみ置き場（コンクリート・コンクリートブロック造のもの）〔15〕 等
	屋外照明〔10〕、中央監視制御装置〔10〕、集合郵便受け〔10〕、インターホン及び放送用設備〔6〕、消火器〔10〕、無人駐車料金徴収装置（オートロック式パーキング装置）〔5〕 等

※法人税又は所得税申告の際、「建物一式」等で減価償却されている場合は、建物以外の該当する償却資産（構築物や建物附属設備）を抜き出して申告してください。

(3) 申告の対象となる償却資産

●申告漏れの多い資産例

償 却 済 資 産	耐用年数が終了し、減価償却が終了している資産（国税上最低限度額（1円）となっている資産でも、資産がある間は申告が必要です。（固定資産税上の最低限度額は取得価格の5%）⇒11頁参照
少 額 の 個 別 償 却 資 産	国税上、取得価格が20万円未満であっても個別に減価償却している資産
即 時 償 却 資 産	国税上、取得価格が30万円未満の資産で、全額損金算入した資産
建 物 附 属 設 備	受変電設備、屋外照明設備、屋外給排水配管等 家屋に施した建築設備・造作のうち、償却資産として取扱うもの（特定附帯設備）⇒7、8頁参照
構 築 物	アスファルト舗装路面、外構設備、フェンス、緑化設備等
基 礎 の 無 い 建 物	置いているだけで基礎の無い、土地に定着していない建物

●注意が必要となる申告対象資産

簿 外 資 産	贈与された資産又は帳簿に記載されていない事業用資産
遊 休 ・ 未 稼 働 資 産	現在は稼働していないが、いつでも事業の用に供しうる状態にある資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
割 賦 購 入 資 産	割賦金の完済していないものでも、既に事業の用に供している資産
貸付資産（リース資産）	資産の所有者が他へ事業用として貸付けている資産
資 本 的 支 出 （ 改 良 費 ）	改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産⇒11頁参照（新たな資産の取得とみなし、本体と独立して扱う）
大 型 特 殊 自 動 車	ナンバーが「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」のフォークリフト※、ショベルローダー等の資産 ※フォークリフトの場合は「軽自動車税の課税対象である小型特殊自動車に該当する場合」と「固定資産税の課税対象である大型特殊自動車に該当する場合」があります。

(4) 申告の対象とならない償却資産

少 額 の 減 価 償 却 資 産	国税において、一時に損金（必要経費）に算入された、使用期間が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産
一 括 償 却 資 産	国税において、取得価額20万円未満の資産で、3年間で均等に全額を損金（必要経費）に算入された資産
普 通 自 動 車 ・ 軽 自 動 車	自動車税・軽自動車税の対象
小 型 特 殊 自 動 車	小型特殊自動車は軽自動車税の対象
生 物	観賞用・興行用の事業に使う物を除く馬・牛・魚等の生物
無 形 固 定 資 産	特許権、ソフトウェア等の無形固定資産
美 術 品 等	美術品等（古美術品、遺物等のように、歴史的価値や希少価値を有し、代替性のないもの）で取得価額が1点100万円以上のもの（100万円以上でも時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは減価償却資産として取り扱う）
他 市 町 村 の 資 産	高砂市に所在しない資産
用 途 廃 止 資 産	解体等されていないが、今後も使用されないもので、税務会計上簿価から除却処理をした資産

（５）リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成２０年４月１日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来通りリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

３．建物附属設備の家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

なお、家屋と設備等の所有関係によって、下記のように取り扱いが異なりますのでご注意ください。

（１）家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有の建物に設備等を取り付けた場合）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次により家屋と償却資産に区分されて課税されます。詳しくは次ページの「家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

償却資産とするもの：移動可能なもので家屋に取り付けられたもの（ルームエアコン等）

独立した機器としての性格の強いもの（受変電、発電機、蓄電設備等）

特定の生産又は業務用設備（工場の生産企業に供される電気設備、ガス設備、給排水設備、ホテルや病院における営業用の厨房設備、洗濯設備等）

家屋とするもの：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備等

（２）家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント等が建物に設備等を取り付けた場合）

家屋の賃借人（いわゆるテナント）などの家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けた建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等）や内装設備（外壁、内壁、天井、床仕上げ等）は、テナント側の償却資産として取り扱いますので取り付けた方（賃借人等）が償却資産として申告をする必要があります。

（地方税法第３４３条第１０項及び高砂市市税条例第５１条第１０項）

詳細な資産の内容は次ページの「家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	放送・拡声 設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務設備		◎		◎
		屋内の配管、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、駐輪設備、文字看板、機械式駐車設備(ターンテーブル含む)等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)		◎		◎

4. 課税標準の特例が適用される資産

(地方税法第 349 条の 3、地方税法附則第 15 条)

公共料金の抑制、公害対策の充実等の政策的見地から、一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され、**税負担の軽減**が図られています。

(法) 令和 6 年 1 2 月現在

施設の種類	特 例 率	適用条項
内航船舶 (取得期間の制限なし)	1/2	地方税法 第 3 4 9 条の 3 第 5 項
家庭的保育事業の用に供する償却資産 (取得期間の制限なし)	1/2	地方税法 第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項
居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産 (取得期間の制限なし)	1/2	地方税法 第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項
事業所内保育事業の用に供する償却資産 (取得期間の制限なし)	1/2	地方税法 第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項
水質汚濁防止法に規定する特定施設等の污水又は 廃液の処理施設 (R6. 4. 1～R8. 3. 31 取得分)	1/2	地方税法附則 第 1 5 条第 2 項第 1 号
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設 置した除害施設 (R6. 4. 1～R8. 3. 31 取得分)	4/5	地方税法附則 第 1 5 条第 2 項第 5 号
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特 別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備 (R6. 4. 1～R8. 3. 31 取得分)	3 年間 2/3 又は 6/7 又は 3/4 又は 1/2	地方税法附則 第 1 5 条第 2 5 項
中小事業者等が取得した先端設備等 (R5. 4. 1～R7. 3. 31 取得分) ※詳しくは次頁をご覧ください	次頁参照	地方税法附則 第 1 5 条第 4 4 項

《提出書類》 ①固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申告書
②償却資産明細書
③それぞれの資産が特例の要件に該当することが確認できる書類
(届出書、許可書の写し、仕様書等)

(注)・租税特別措置法の適用を受ける資産が、固定資産税の特例の適用を受けるとは限りません。
・上記以外にも特例の適用を受けることができる資産があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
・「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申告書」は市ホームページからダウンロードできます。

【中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例措置】

中小事業者等が一定の設備を取得した場合には、課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第44項）が講じられます。

（１）対象となる事業者等

- ・ 資本金の額もしくは出資金の額が１億円以下の法人（大企業の子会社を除く）
- ・ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が１,０００人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が１,０００人以下の個人

（２）対象となる資産

上記の事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新規に取得した先端設備等に該当する資産で、以下のすべての要件を満たすもの

資産種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

※取得価格は１台又は１基あたりのもの

- ・ 令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに取得したもの
- ・ 投資利益率が年平均５%以上の投資計画に記載されていること

（３）特例率

固定資産税の課税標準額が軽減されます

取得時期	賃上げ表明	特例率	適用期間
R5. 4. 1～R6. 3. 31	有り	３分の１	５年間
	無し	２分の１	３年間
R6. 4. 1～R7. 3. 31	有り	３分の１	４年間
	無し	２分の１	３年間

（４）添付書類

- ・ 先端設備等導入計画に係る認定申請書（先端設備導入計画を含む）の写し及び認定書の写し
- ・ 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し
- ・ 従業員へ賃上げ方針を表明している場合は、それを証明する書面の写し
- ・ 先端設備等に係る誓約書（認定後に仕様等証明書を取得した場合に必要）
- ・ リース会社が申告を行う場合については、上記の書類に加え、リース契約見積書の写し及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

なお、特例申請にあたり事前に産業振興課から先端設備導入計画の認定を受ける必要があります。

5. 固定資産税と国税との取扱いの比較

項 目	国税（法人税、所得税）	固 定 資 産 税
償却計算の基準期間	法人：事業年度 個人：暦 年	暦年※1（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法又は定額法の選択制度 （建物は定額法のみ） 【定率法選択の場合】 ・H24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・H19年4月1日～H24年3月31日に取得された資産は、「定率法（250%定率法）」を適用 ・H19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定 率 法 の み ・減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半 年 償 却（1/2）
圧 縮 記 帳	制 度 あ り	制 度 な し
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	制 度 あ り	制 度 な し
増 加 償 却	制 度 あ り	制 度 あ り※2
評価額の最低限度	備 忘 価 格 1 円	取 得 価 額 の 5 %
改良費（資本的支出）	原 則 区 分 評 価	区 分 評 価
少額の減価償却資産	使用期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産は一時に損金（必要経費）に算入可能	課税対象とならない
一括償却資産	取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して、3年間で損金（必要経費）に算入可能	課税対象とならない
即時償却資産	中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度により、損金（必要経費）に算入可能	課 税 対 象 と な る

※1 事業年度が暦年でない法人は、前年決算日から本年1月1日までの間に発生した資産の増加・減少も今回申告する必要があります。

※2 税務署長に増加償却の届出を行っている資産を申告する場合は「届出書の写し」の添付が必要です。

Ⅲ 申告書等の記入について

1. 申告書、明細書の書き方

償却資産申告書、償却資産明細書は、次頁以降の記入例を参考にして記入してください。
ボールペンで、丁寧に記入してください。

2. 償却資産明細書について

同封しました「償却資産明細書」は、令和6年度までに申告していただいた内容により作成されています。

各欄についての記載内容は、以下のとおりです。

なお、今回初めて償却資産の申告をされる方については、償却資産明細書（申告者控え）は同封されていません。

欄	記 載 内 容
資 産 種 類	資産の種類を以下の数字で表示 1－構築物 2－機械及び装置 3－船舶 4－航空機 5－車両及び運搬具 6－工具、器具及び備品
資 産 番 号	本市において電算処理するにあたり設定したコードで、申告していただいた資産は全てこのコードによって管理されています。
資 産 の 名 称	申告していただいた資産の名称、規格等を表示
数 量	資産の数量を表示
耐 用 年 数	申告していただいた耐用年数を表示
取 得 時 期	申告していただいた取得年月を表示 年号は、以下のアルファベットで表示 M－明治 T－大正 S－昭和 H－平成 R－令和 ※平成29年度申告より表示が変更になりました。ご注意ください。
取 得 価 額	申告していただいた取得価額を表示
※増減、変更がない場合、廃業・倒産・市外移転等により資産が当市になくなる場合は償却資産申告書のみの提出でも結構です。その場合必ず「18 備考欄」のご記入をお願いします。	

(1) 償却資産申告書の記入例

送付用紙は1部です [提出控え]が必要な方は記入後の提出用をコピーしてください。

※前年度に申告された方は、内容の一部が印字されています。印字内容に変更がある場合は訂正してください。
※はじめて申告される方は、すべて記入してください。

控用の返送を希望される方は必ず切手を貼った返信用封筒を同封くださいますようお願いいたします。

個人の場合は右詰めで12桁の個人番号、法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

個人番号記入の場合は本人確認が必要です。手引き1頁をご参照ください。

※郵送受付分で返信用控の申告書に個人番号が記入されている場合、個人番号部分は塗りつぶさせていただきますのでご了承ください。

令和7年1月18日 兵庫県高砂市長様		令和7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)				※所有者コード 123456789	
1 住所 (又は納税通知書送達先) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 (電話 079-443-9016)		3 個人番号又は法人番号 123456789101		8 短縮耐用年数の承認 有(無)		9 増加償却の届出 有(無)	
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 高砂 太郎 (屋号 高砂商店)		4 事業種目 (資本等の金額) 機械器具製造業 (300 百万円)		10 非課税該当資産 有(無)		11 課税標準の特例 有(無)	
5 事業開始年月 昭和45年9月		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 高砂花子 高砂春男 (電話 443-9016)		12 特別償却又は圧縮記帳 有(無)		13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)	
7 税理士等の氏名 荒井四郎 荒井四郎 (電話 440-0000)		14 青色申告 有(無)		15 高砂市内における事業所等 ① 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 ② 高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号 ③ 高砂市朱田町朱田734		16 借用資産 貸主の名称等(住所、電話、資産名) (株)曾根リース 高砂市曾根町2243-13	
17 事業所用家屋の所有区分 家屋所有者名 自己所有・借家 伊保 一郎		18 備考欄 ※該当するものに○をつけて下さい。 1.前年度に同じ ②増減あり 3.該当資産なし 4.廃業・休業・市外転出(市町村名) 5.住所・送付先変更 氏名・名称変更 法人成 相続 合併 旧住所 旧名称 新設法人 相続人 及び合併先名 [高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号] 6.決算月 (3 月) 7.添付書類等		19 18 備考欄 1.前年度に同じ・前年度まで申告された方で資産の増減がなかった場合 3.該当資産なし・初めて申告される方等で、申告の対象となる資産がない場合 4.5.該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。 6.決算月を記入してください。			

印字された住所、氏名等に変更がある場合は訂正してください。

電話番号を記入してください。

個人の場合は、署名してください。
法人の場合は、法人名、代表者の氏名を記入して下さい。

屋号があれば記入してください。

(イ) 前年度までに申告いただいた資産の取得価額の合計額を種類別に印刷しています。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ニ) ((イ)-(ロ)+(ハ)) によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

R4より押印は不要です。

記入の必要はありません。
(電算処理方式により全資産申告をされる場合は記入してください。)

□ 申告者入力

□ 受付簿

□ パンチ処理

7. 各種承認・届出書・非課税・特例等、添付書類について、又はその他当該申告について参考となる事項等を記入してください。

(2) 償却資産明細書の記入例

送付用紙は2部です（1枚目[提出用]＝（ ）内に表示がないもの、2枚目（申告者控え）となっています。
1枚目に必要事項を記入し、提出してください。[提出控え]が必要な方は記入後の提出用をコピーしてください。

※前年度に申告された方は、その申告内容がはじめて印字されています。減少・変更した資産がない場合は、何も記入せずにそのまま提出してください。

※はじめて申告される方は、償却資産明細書を1部送付しています。

資産の種類別に、「資産の種類」、「資産の名称」、「数量」、「耐用年数」、「取得年月」、「取得価額」、「増加事由」を記入してください。

省令改正による耐用年数の変更の場合は、旧耐用年数も記入してください。

税務署に届出を出されている増加償却資産に該当するものは、その旨を記入してください。「届出書の写し」の添付が必要です。

減少資産がある場合は、該当箇所を横線で消し、減少の事由、区分を記入してください。一部減少の場合は、「数量」と「取得価額」を訂正してください。必要がある場合は摘要欄を活用してください。

増加資産を申告する場合は、「資産種類」～「増加事由」まですべてを記入してください。前年またはそれ以前の取得分を申告していなかった場合は「申告もれ」と記入してください。移動の場合は「〇〇市より移動」と記入してください。

高砂市 令和7年度

償却資産明細書（ ）

氏名コード

123456789

氏 名 (名 称)

高砂 太郎

1 頁

資産 種類	資産 番号	資 産 の 名 称	数量	耐用 年数	取得時期 年 月	取 得 価 額 円	増加事由				減少の事由及び区分				摘 要
							1 新品 3 移動	2 中古品 4 その他			1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部		
1	1	1 アスファルト舗装	1	10	H 10 8	2 520 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
2	1	2 広告塔	1	20	H 10 8	892 500	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
3		小 計	2			3 412 500	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
4	2	1 旋盤 NK-135	1	4	H 3 0 8	682 500	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		令和5年5月減少申告もれ
5		小 計	1			682 500	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
6	5	1 フォークリフト	1	4	R 1 9	2 373 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
7		小 計				2 373 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
8	6	1 パソコン	1	2	R 2 1 0	189 000 378 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		2台の内1台189000円減少
9		小 計	1			189 000 378 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
10							1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
11							1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
12	6	コピー機	1	5	H 2 7 1 1	441 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		か古川市より移動
13	6	テレビ	1	5	R 2 4	189 000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		申告もれ
14							1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		
15															
16															
17															
18															
19															
合 計						6,604,500 6,846,000	1・2・3・4				1・2・3・4		1・2		

該当資産に適用する耐用年数を、法定耐用年数に基づいて記入してください。（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2及び5～8）

取得した年月を記入してください。（日にちの記入は必要ありません。）
年号については、S（昭和） H（平成） R（令和）で記入してください。

種類コード 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

IV 償却資産の評価額の計算から納税まで

1. 評価額の算出方法

資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎として、償却資産一品ごとに、次の計算式により評価額を算出します。（原則として評価額が課税標準額になります。）

前年中に取得された資産（初年度）	前年前に取得された資産（2 年目以降）
取得価額 × $\frac{(1 - \text{減価率} \times 1/2)}{2}$	前年度評価額 × $(1 - \text{減価率})$

※ 「減価率 × r/2」は、小数点以下第 4 位を四捨五入します。

※ 1 月 1 日取得の資産については、その前年 12 月を取得年月とします。

※ 初年度は取得月に関係なく半年分の減価償却をします。

※ 計算した評価額が取得価額の 5% より小さい場合は、その 5% の額が評価額になります。

【参考】減価残存率表（旧定率法）

耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率	
		A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年 取得 (1-r)			A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年 取得 (1-r)			A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年 取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	55	0.041	0.979	0.959
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

【評価計算例】

令和 6 年 3 月に取得した、取得価額 250,000 円・耐用年数 4 年のパソコン

【参考】減価残存率表により 耐用年数 4 年 ⇒ A 前年取得残存率…0.781、B 前年取得残存率…0.562

※耐用年数 4 年のものが 4 年を過ぎると最低限度額になるとは限りません。

1 年目)	令和 7 年度	⇒ 250,000 円 × 0.781 =	195,250 円
2 年目)	令和 8 年度	⇒ 195,250 円 × 0.562 =	109,730 円
3 年目)	令和 9 年度	⇒ 109,730 円 × 0.562 =	61,668 円
4 年目)	令和 10 年度	⇒ 61,668 円 × 0.562 =	34,657 円
5 年目)	令和 11 年度	⇒ 34,657 円 × 0.562 =	19,477 円
6 年目)	令和 12 年度	⇒ 19,477 円 × 0.562 =	10,946 円
7 年目)	令和 13 年度	⇒ 12,500 円	⇒ 12,500 円

取得価額の 5% 最低限度額 (12,500 円)
を下回ったので、この年度以降、事業用
として使用している間は取得価額の
5% で評価されます。



2. 税額の算出方法

課税標準額 ※ (1,000 円未満切捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切捨て)
---------------------------	---	--------------	---	--------------------

※毎年1月1日（賦課期日）に高砂市内に所有する固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額の合計が『課税標準額』となります。課税標準の特例が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが、その資産の課税標準額となります。

（例） 土地・家屋・償却資産の評価額の合計が、18,223,923 円の場合

18,223,000 円 × 1.4% = 255,122 円

255,100 円 [税額]

3. 免税点

償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合は、償却資産には課税されません。

4. 課税台帳の閲覧

償却資産を所有する方等は課税台帳の閲覧により、課税台帳登録内容の確認が可能です。財務部税務室課税課にて閲覧に供します。

※閲覧期間・申請方法等は、市ホームページ・広報でお知らせいたします。（令和7年4月1日（火）からの予定です。）

5. 納期

固定資産税は、第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（12月）、第4期（翌年2月）の4回に分けて納めていただくことになっています。

決済アプリを利用し、スマートフォンなどで市税の納付ができます

●利用可能な決済アプリ

QRコードの印字がある場合

地方税共同機構の運営する「地方税お支払いサイト」

(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application) に準ずる

※詳しくは各アプリのホームページでご確認ください。

※バーコードとQRコードが併記されている場合、どちらを読み取っても納付可能ですが、対応している決済アプリが異なるため、上記でご確認ください。

●注意事項

- ・納付手数料はかかりませんが、アプリのインストールや利用決済時の通信料は自己負担となります。
- ・領収証書は発行されません。アプリ内の履歴でご確認ください。
- ・領収証書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。
- ・納付後の取り消し、変更はできません。二重に納付しないようにご注意ください。
- ・市役所、金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口や店頭でのアプリ決済はできません。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円超えるもの、納期限を過ぎたものはスマートフォンで納付できません。金融機関等で納付してください。
- ・納付に関するご質問は 債権管理課（079-443-9017）までお問い合わせください。

《申告の際のお願い》

- ◎ 申告書と明細書は、複写用紙ではありません。控えが必要な方は記入後の提出用をコピーして保管してください。
- ◎ 受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してくださいますようお願いいたします。
- ◎ 前年中に資産の増減がない場合や、休業・廃業・申告する資産がない場合も所定の事項を記入していただき、必ず申告書を提出してくださいますようお願いいたします。
- ◎ 初めて償却資産申告書を受け取られた方は、資産の有無の現況を必ず申告してください。
- ◎ 今回、お送りしている方の中には、以前に「該当資産なし」と申告された方もおられますが、その後に所有した場合も想定しておりますのでご了承ください。
- ◎ 高砂市では申告内容の照合確認調査を進めておりますので、「**減価償却資産計算明細書（写）**」等の添付にご協力をお願いいたします。
- ◎ **申告書の書き損じ、明細書の用紙の不足は改めて送付しますので、ご連絡ください。**
- ◎ 電算処理方式、e L T A Xで申告される方で来年度以降申告書類が必要な場合は
[18 備考欄] に「**申告書類送付要**」とご記入をお願いいたします。

切り取って宛名シールとしてお使い下さい ✂

〒676-8501

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所 財務部 税務室 課税課 資産税係 宛

償 却 資 産 申 告 書 在 中